

下 総 第 1 7 6 9 号
令和2年(2020年)11月6日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 関 谷 博 様
同 亀 田 博 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和2年7月17日付け監査報告第16号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

総務部防災危機管理課
総務部管財課
議会事務局

総務部防災危機管理課について

[指摘事項]

- (1) 支出負担行為で決定した債権者とは別の者に支払いをしている事例があった。該当する事例は、災害見舞金の支給において、支出負担行為で決定した債権者である資金前渡職員・防災危機管理課長にではなく、被災者本人に支払ったというものである。

このような事務処理になった経緯は、次のとおりである。まず、所管課は災害見舞金を資金前渡により被災者本人に直接手渡そうとしたが、当該被災者が来庁できなくなり、口座振込みの方法に切り替えることになった。そのため、不要となった資金前渡金を戻入（精算）した。資金前渡金が戻入されたことにより、前に資金前渡金を支出した支出負担行為に資金が復活した。そして、所管課は、同じ支出負担行為の伺書（債権者は資金前渡職員・防災危機管理課長）を使用して、被災者本人の金融機関口座に見舞金を振り込む処理を行ったというものである。

債権者が異なる場合は、別の支出負担行為であり、資金前渡職員を經由せずに被災者本人に支払うのであれば、新たに支出負担行為をする必要があった。正しい債権者以外の者に支払うことが可能である状態は、非常に危険である。債権者と支払先の不一致が財務会計システム上許容されてしまうのであれば、職員において厳重にチェックされたい。

(改善措置状況)

御指摘のとおり、債権者に変更が生じた場合には、新たに支出負担行為を行う必要があった。

再発防止対策として、職員間で債権者と支払先に不一致が生じていないかを厳重にチェックし、債権者に変更が生じた場合には、新たに支出負担行為書を作成し、債権者と支払先に矛盾が生じないように適正に処理する。

総務部管財課について

[指摘事項]

- (1) 週休日及び休日に6時間を超えて勤務した場合において、当該職員に休憩時間を与えていない事例や休憩時間が短い事例が見受けられた。関係する法令や条例に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。

(改善措置状況)

指摘のあった週休日及び休日に6時間を超えて勤務した場合の休憩時間は、下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条第1項に基づき取得して、適正に勤務時間を管理することとした。

また、休憩時間を与えていない事例や休憩時間が短い事例については、市長及び副市長の用務等での運転業務に従事したものであるが、所属職員に対して、適正な休憩時間を取得するよう周知した。

なお、下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第5条に規定する休憩時間（正午から午後1時まで）は、週休日及び休日は除外されるため、同規則第7条に規定する第5条によりがたい場合の休憩時間の特例を定める必要はない旨、総務部職員課に確認した。

議会事務局について

[指摘事項]

- (1) 週休日及び休日に6時間を超えて勤務した場合において、当該職員に休憩時間を与えていない事例や休憩時間が短い事例が見受けられた。関係する法令や条例に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。

(改善措置状況)

指摘のあった週休日及び休日に6時間を超えて勤務した場合の休憩時間は、下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条第1項の規定を遵守し、分割取得等も含め、適宜取得することとした。

この度指摘いただいた案件は、いずれも正副議長車の運転業務に係るものであり、従事職員の休憩時間取得については、正副議長に了承を得ている。

なお、下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第5条に規定する休憩時間（正午から午後1時まで）は、週休日及び休日は該当しないこと、同規則第7条に規定されている第5条によりがたい場合の休憩時間の特例についても、市長の承認を得る必要はない旨、総務部職員課に確認した。